ＬＥＤ照明器具	【判断の基準】 ①固有エネルギー消費効率が表２に示された基準を満たすこと。 ②演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ③ＬＥＤモジュール寿命は40,000時間以上であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。
ＬＥＤを光源とした内照式表示灯	【判断の基準】 ①定格寿命は30,000時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。
①防爆型のもの
②耐熱型のもの
③防じん構造のもの
④耐食型のもの
⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
⑥40形未満の蛍光ランプを使用するものであって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくはじか付け形のもの
⑦鉱工業用機械用に設計されたもの
⑧家具用に設計されたもの
⑨さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの
⑩蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

２　G23口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、蛍光灯照明器具に係る判断の基準②を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。

３　特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

４　特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　C0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　C0950：2008に準ずるものとする。

５　本項の「ＬＥＤ照明器具」とは、照明用白色ＬＥＤを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプと構造的に互換性を有するＬＥＤランプを装着するための照明器具については、当面の間、対象外とする。

６　本項のＬＥＤ照明器具の「ＬＥＤ照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

７　「平均演色評価数Ra」は、ＪＩＳ　Z8726に規定する光源の演色性評価方法に準ずるものとする。

８　本項のＬＥＤ照明器具の「ＬＥＤモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70％まで減衰するまでの時間とする。

９　ＬＥＤ照明器具の配光測定方法については、ＪＩＳ　C8105―５：2011「照明器具第５部：配光測定方法」に準ずるものとする。

10　本項の「ＬＥＤを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するＬＥＤ光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。

11　本項のＬＥＤを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50％まで減衰するまでの時間とする。

12　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

13　調達を行う各機関は、ＬＥＤ照明器具の調達に当たって、現段階においてＪＩＳ規格が検討中であることを踏まえ、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。

14　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表１　蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
使用用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち２本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8
		蛍光ランプの大きさの区分が86未満の蛍光ランプを使用するもの	100.5
	コンパクト形のもののうち２本管形以外のもの		61.6